

答 申 第 6 2 号
平成20年11月28日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成20年4月18日付け青経理第13号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

贈答用の酒類に係る調達物品調達同等についての一部開示決定処分に対する異議申立て
についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、整理番号0030862、交付課医療薬務課に係る調達物品調達伺（以下「本件行政文書」という。）の 2 枚目における、送付先「No. 1」及び「No. 2」に係る部分を開示することが妥当である。

なお、本件異議申立てに係る一部開示決定を変更し、当該一部開示決定に係る行政文書を開示する旨の決定を行う場合において、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第13条第1項に規定する第三者に関する情報を開示するときは、条例第17条第4項第2号の趣旨を踏まえ、当該決定を行う前に当該第三者から意見を聴取するとともに、当該第三者が開示に反対の意思を表示したときは、条例第13条第3項に規定する措置と同様の措置を講ずるべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成20年2月13日、実施機関に対し、条例第5条の規定により、「平成14年度から平成18年度までに経理課が調達した①贈答用の酒類の本数と金額、調達理由、依頼した課・室の分かる資料及び②贈答用の県産工芸品の個数、金額、調達理由、依頼した課・室の分かる資料」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「平成14年度から平成18年度までに経理課が報償費で調達した、贈答用の酒類及び贈答用の県産工芸品に係る調達物品調達伺並びに調達を依頼した課等の調達理由等を記載した起案文書等の写し」を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、当該起案文書等の写しのうち、贈答先の一部については条例第7条第3号又は第7号に該当するとして、当該部分を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年3月14日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年3月21日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件行政文書の2枚目の送付先一覧で不開示とされた医師の名前、所属、職名、電話番号で、所属については不開示処分を取り消すか、少なくとも国立大学法人名又は国立大学法人であるか否かを明示するよう求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 本件行政文書について、地方自治体がお願い事をする際に清酒を配る行為自体、いかなるものかと考えているが、仙台地裁が平成18年7月と9月の訴訟の判決で、宮城県石巻市と同県塩釜市が医師派遣をめぐって東北大医学部に贈った謝礼について、「地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）は、必要性や利益があっても、地方自治体が国や国立大学法人に金銭を出すことを禁じている」と判示し、返還命令を出している。仙台高裁が控訴審判決で請求は退けたものの、違法性判断では「同法に抵触する疑いを否定できない」と指摘し、最高裁が上告を不受理としたため、高裁判断が維持されている。同様の訴訟は山形県米沢市、岩手県釜石市の市民病院の医師派遣問題でも提起されていて、盛岡地裁も高裁も「違法性が濃厚」との指摘を繰り返している。
- (2) 謝礼を送付された個人が特定されるような名前や職名、所属講座や診療科の公開を求めているのではなく、現金ではなく品物ではあったにせよ、公金を拠出して清酒を買い、「違法性が濃厚」との司法判断が定着した国立大学法人に贈ったのかどうか明らかにするよう求めており、個人情報保護法にも抵触しないと考える。
- (3) そもそも、条例は第1条で、条例の目的について、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与すること」と規定している。

そうであるならば、「県民」たる異議申立人が、金品送付先が国立大学法人であるか否かを知り、違法な行政運営が行われていないかどうか「理解」し、違法である場合に「批判」することには、相当の理由がある。

- (4) なお、申し添えれば、医療薬務課は本件行政文書の翌年度に当たる平成18年7月6日納入期限で、医師確保対策用務に係る謝礼品手交のために清酒を経理課を通して購入し、「大阪市立大学大学院医学研究科」の某教授二人に手交している。この場合、市立大学のため違法性の指摘は免れることから、異議申立人も法的には異論を唱えるつもりはない。こうした実態判断ができるのも、教授名は伏せられているが、手交先の所属は明らかにしているからである。同様の趣旨と思料される手交目的において、なぜ平成17年度だけが不開示なのか、現在のところ理由は判然としない。
- (5) 個人名ならばともかく、国立大学法人であるか否かが、不開示理由とされた「今後の医師確保業務に支障が出る可能性」を生じさせるとは到底考えられず、県は少なくとも国立大学法人であるか否かについては明らかにすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している、本件行政文書における不開示部分の判断理由等は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

1 本県の医師確保対策について

- (1) 本県の医師数は、人口10万人に対して170.5人（平成18年末）となっており、全国平均の83パーセントに過ぎず、医師不足が深刻な北海道・東北各県の中でも最低の状況にある。

県内自治体病院においては、医師不足を背景にした過重勤務等により医師が退職するなど、町村部のみならず、都市部においても産婦人科等の特定診療科において休診に追い込まれる等、本県の医療を取り巻く環境は厳しい状況にある。

- (2) このような状況を改善すべく、県では中長期的な医師確保の戦略である「医師確保のためのグランドデザイン」に基づき、本県独自の優れた医育環境の整備や、医師の過重勤務を軽減し、医師が意欲を持って勤務できる環境の整備等に係る施策を展開しているところである。

これら施策の効果が現れるまでには一定の時間を要することから、短期的な医師確保対策として、これらの施策と並行して、県外に勤務する医師に対して本県での

勤務を働きかけ、本県に医師を呼び込む施策も実施しているところである。

このため、関係機関に対して、本県勤務の意思を持っている医師についての情報の提供依頼を行うとともに、当該者に本県勤務を直接働きかけることも行い、医師不足の解消に努めているところである。

- (3) 本件異議申立てに係る報償費による物品については、これら関係機関への情報提供依頼及び直接的な働きかけのために関係機関等に対して提供したものである。

2 本件行政文書における不開示部分の判断理由について

(1) 送付先について

ア 本件行政文書の2枚目にある送付先の「No.1」については、相手方は学校法人職員であり、本県から常時2名の学生を受け入れており、受入学生数の増員を要望したものである。

イ 送付先の「No.2」については、相手方は社団法人職員であり、国の委託を受けて国設置の医療機関の運営等を行っている団体である。医療機関の運営を行っていることから、本県勤務の意思を持っている医師に係る情報提供をお願いしたものである。

ウ 送付先の「No.3」は、本県勤務の意思がある医師として関係機関から情報提供のあった医師個人であり、本県での勤務を直接働きかけたものであり、当該医師は、本県との交渉について勤務している医療機関（社会福祉法人立の医療機関）に内密にしていたものである。

- (2) 上記アからウまでのような医師確保対策用務は、交渉過程等について公にすることを予定しているものではないため、個人名は不開示としたものである。

アについては、学生は卒業後に県職員として採用される者であり、イ及びウについては、場合によっては県職員となりうる者であり、これらの交渉過程等が公になれば、県職員の人事管理上の不利益が生じることが考えられるため、所属等を不開示としたものである。また、ウについては、交渉した医師が、勤務する医療機関に内密にしていたこともあり、所属等を不開示としたものである。

- (3) 本件異議申立てに係る決定は、条例第7条第7号により一部を不開示としたものだが、送付の相手方の所属はいずれも民間法人であることから、同条例第7条第4号の規定にも該当し、氏名・所属・職名・電話番号を不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、医師確保対策用務として、関係機関への情報提供依頼及び直接的な働きかけのために関係機関等に対して提供した、県産品の清酒（以下「本件物品」という。）の購入に係る調達物品調達伺及びこれに添付された「平成17年度医師確保対策用務に係る謝礼品送付（手交）先一覧」と題された書面（以下「送付先一覧」という。）であり、送付先一覧には、送付先ごとに、名前、所属、職名、電話番号、品名、数量、手交時期等が表形式で記載されているほか、本件物品の品名・規格及び単位・予定価格、本件物品を手交する理由が記載されている。

本件行政文書のうち、本件処分において不開示とされた部分は、送付先一覧の表に記載された、本件物品の送付先3件に係る名前、所属、職名及び電話番号（以下「本件情報」という。）であると認められる。

3 条例第7条第4号及び第7号の該当性について

実施機関は、条例第7条第4号及び第7号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、以下、本件情報の各号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第7号該当性について

ア 条例第7条第7号の趣旨について

- (ア) 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」については、「イ 監査、検査、

取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」、「ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

- (イ) このうち、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の趣旨は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあることから、このような情報については、不開示とするものである。
- (ウ) また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるところである。

イ 送付先「No.1」に係る不開示部分について

- (ア) 実施機関は、その理由説明書において、本件情報のうち、送付先「No.1」に係る部分を不開示とした理由について、送付先「No.1」は、「学校法人で、本県から常時2名の学生を受け入れており、受入学生数の増員を要望した」とし、「学生は卒業後に県職員として採用される者であり、交渉過程等が公になれば、県職員の人事管理上の不利益が生じることが考えられるため、所属等を不開示とした」旨主張している。
- (イ) 「所属」について
 - a 送付先「No.1」の「所属」に記載された、当該団体の名称を公にした場合の不利益について、実施機関に具体的に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「当該団体に入学した医学生が、謝礼品を伴う増員要望があり、その際の入学生であることを知ることになれば、当該団体を卒業後県職員として採用されることに難色を示したり、辞退するおそれがある」と説明している。
 - b また、当該団体に対する上記(ア)の要望活動についての公表の有無、これま

での実績等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面及び説明聴取において、「当該団体に対する当該要望活動については公表していない」、「当該要望活動は、当該団体の開学時から実施していると思われ、毎年定期的に行われる会議での個別協議の際のほか、適宜行っている」旨述べているところである。

- c さらに、本件処分において、平成18年度に当該団体に対し提供された、本件物品と同趣旨による県産品の清酒の購入に係る調達物品調達伺等については、その名称が開示されていることから、送付先「No.1」の「所属」を不開示としたこととの差異について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「当該団体に対する合格者枠増員要望活動を公表していないことから、本来非開示とすべきものであった」と述べている。
- d 一方、当審査会が調査したところによれば、実施機関は、過去に開催された県議会の常任委員会において、当該団体に対し入学者枠の要望活動を行っている旨答弁しており、また、実施機関の提出書面及び口頭聴取の内容から、当該団体への合格者枠は各都道府県原則2名であるが、当該団体は、成績優秀や地域の医師不足の状況のほか、各都道府県の要望状況も考慮して、各都道府県の合格者を増やす場合があり、当該団体への本県合格者が3名となった年度も複数あることが認められる。
- e 上記のとおり、実施機関が行う、当該団体への受入学生数の増員要望それ自体については、過去において公表され、当該活動が現在も引き続き行われており、本県合格者枠が増加する年度もあることなどからすれば、送付先「No.1」の「所属」に記載された当該団体の名称を公にしたとしても、そのこと自体から、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。
- f そもそも、実施機関は、これまで、大学医学部卒業後の県内定着を図るための医学生への修学資金貸与事業など、医師確保を目的とした種々の事業を実施し、その状況について、県議会をはじめ様々な場面で説明するなど、広く周知を図ってきたことが認められ、当該団体への受入学生数の増員要望も、これら医師確保対策の一環として行われたものである。

実施機関は、当審査会の照会に対し、当該団体は、へき地医療従事医師を養成するという特殊性を有し、その卒業生は、将来それぞれの出身都道府県において公務員として医療に従事することが予定されている旨を述べているところであり、このことも踏まえれば、当該団体への受入学生数の増員要望それ自体は、秘匿すべき情報というよりむしろ、実施機関がこれまで行ってきた医師確保対策のための活動として、他の関連した事業と同様に、積極的に公表し、説明すべきものであると思われる。

(ウ) 「名前」、「職名」について

- a 送付先「No.1」の「名前」、「職名」に記載された情報を公にすることに

より生ずるとする支障について、実施機関に具体的に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「内密に交渉している相手方が明らかになり、今後の合格者数増員要望に支障が生ずるおそれがある」とし、また、増員要望の相手方は、通常は別の者であって、送付先「No.1」の「名前」、「職名」に記載された者への要望は、「当該者からは、本県に対し親身になって3名枠となる可能性について情報をいただいております、その可能性がある時に、当該者に要望している」、「当該者からの本県3名枠となる可能性に係る情報提供は、本県に対し親身に、かつ内密のもとで行われていることから、当該者に要望していることが明らかになれば、今後、当該者からの情報提供に支障が生ずるおそれがあると考えます」としているところである。

- b しかしながら、当該者の本県に対する情報提供が、実施機関が主張するように、仮に「親身かつ内密に行われたもの」であったとしても、そのことによって直ちに、当該情報提供が、当該者の個人的行為であると見ることはできない。当該情報提供は、当該者の当該団体における職位、職責の範囲内で適正に行われた、職務上の行為であると解するのが相当である。当該者の情報提供が、職務上の行為であるにもかかわらず、当該者への本県の要望活動が公になった場合に、今後、そのような情報提供に支障が生ずるおそれがあるとの主張について、これを合理的なものとして認めるに足る具体的な事情は見出せない。
- c また、そもそも、送付先「No.1」の「名前」、「職名」に記載された情報を公にした場合に、当該情報と本件行政文書に記載された他の情報とを照合して明らかとなるのは、「本県が、特定の時期に、当該者に対し、医師不足解消のための要望活動を行った」ということだけであって、当該要望活動の相手方が通常は別な者であることを考慮しても、当該者への当該要望活動の事実から、実施機関が主張する、「本県合格者の枠の増の可能性が生じた」とすることを推測することは、一般的には困難である。
- d さらに、仮に、送付先「No.1」の「名前」、「職名」に記載された情報を公にすることにより、本県合格者枠の増の可能性があると推測されたとしても、そのことによって、実施機関が行う医師確保対策の事務の遂行にどのような支障が生じるかについては、実施機関からは、具体的な説明がない。
- e 以上から、送付先「No.1」の「名前」、「職名」に記載された情報を公にしたとしても、そのことから直ちに、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

(エ) 「電話番号」について

送付先「No.1」の「電話番号」に記載された情報は、当該団体の名称を識別することができるものであり、上記(イ)と同様の理由から、これを公にすることにより当該団体の名称が明らかになったとしても、実施機関が行う人事管理

に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

ウ 送付先「No.2」に係る不開示部分について

(ア) 実施機関は、その理由説明書において、本件情報のうち、送付先「No.2」に係る部分を不開示とした理由について、送付先「No.2」は、「社団法人で、国の委託を受けて国設置の医療機関の運営等を行っていることから、本県勤務の意思を持っている医師に係る情報提供を依頼した」とし、本県勤務の意思を有する医師は、「場合によっては県職員となりうる者であり、交渉過程等が公になれば、県職員の人事管理上の不利益が生じることが考えられるため、所属等を不開示とした」旨主張している。

(イ) 「所属」について

a 送付先「No.2」の「所属」に記載された、当該団体の名称を公にした場合の不利益について、実施機関に具体的に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「当該団体の名称を明らかにすることになれば、当該団体と本県との関係から交渉相手が推測され、ひいては、本来内密に交渉している医師の県職員採用に至る経緯が公になるおそれがある。このことにより当該医師が県職員採用に難色を示したり、辞退するおそれがある」と説明している。

b また、「当該団体と本県との関係から交渉相手が推測される」とする点については、「当該団体の名称を明らかにすれば、当該団体の要職に就いている者が本県との交渉相手であることが容易に推測される」旨述べ、さらに、当該者について、「医師確保の施策を総合的に検討する会議を設置した際に、当該者が過去に本県の要職を経験し、医療状況等にも詳しいことから、当該会議のアドバイザーに就任していただいた」、「県が当該団体に医師確保等の情報提供依頼を行う場合には、当該者本人に依頼している」、「当該会議のアドバイザーについては、所属・職名・氏名を公表し、アドバイザーが出席している当該会議は公開していたことから、県の依頼先として当該団体名が公になれば、その相手方は本県と関係の深い当該者であることが容易に推測される」としているところである。

c しかしながら、当該団体の名称を公にした場合の支障についての実施機関の説明には、交渉相手が推測されるとする点以外に、交渉相手が推測されることによって、「内密に交渉している医師の県職員採用に至る経緯が公になるおそれ」や「当該医師が県職員採用に難色を示したり、辞退するおそれ」が生ずる、あるいは、交渉相手が推測されるかどうかにかかわらず、そのようなおそれが生ずるといった点については、具体的な説明がない。

d 当審査会が調査したところによれば、当該団体は、国から委託を受けて、国が設置した病院、診療所、看護専門学校及び介護老人保健施設等の経営等

の事業を行っており、当該団体が運営する病院、診療所だけでも全国に相当数存在するもので、これらの病院等に勤務する医師の中に本県勤務の意思を有する者がいた場合でも、その者を特定することは困難である。また、当審査会の調査によれば、本県では、医師確保対策の一環として、「あおり地域医療・医師支援機構」を創設し、県外からのU I ターン医師の確保に係る事業が行われているところでもあり、実施機関が、当該団体の事業内容やその全国的な規模に着目し、当該団体に対し、本県勤務意思を有する医師の情報提供を依頼したとしても、何ら不自然なことはないものである。

e また、送付先「No.2」の「所属」に記載された情報を公にした場合に明らかとなるのは、「本県が、特定の時期に、当該団体に対し、本県勤務意思を有する医師の情報提供を依頼した」ということだけで、これらの情報から当該医師の県職員採用に至る経緯が明らかになるとまでは言うことができない。

f 以上から、送付先「No.2」の「所属」に記載された情報を公にすることにより、当該情報提供依頼の相手方が推測されることがあったとしても、そのこと自体から、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

(ウ) 「名前」、「職名」について

a 送付先「No.2」の「名前」、「職名」に記載された情報を公にすることにより生ずるとする支障について、実施機関に具体的に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「内密に交渉している相手方が明らかになり、今後の医師招聘に係る情報提供に支障が生ずるおそれがある」とし、その理由として、「当該者からの情報提供は、上記(イ) bのような本県と当該者との深い関係に基づく当該者の好意によるものであって、当該者の職名が公になれば、当該者本人へのマスコミ取材が想定され、当該者に迷惑がかかる」ことを挙げているところである。

b 確かに、当該者が本県に対し情報提供をするに当たり、実施機関が主張するような、当該者と本県との関係が、提供される情報の多寡、内容の精密度等に影響を与えることは否定できないものがあると思われる。しかし、一方において、実施機関が主張する、当該者の職名が公になった場合の当該者への迷惑の程度や、これによる今後の情報提供への支障の程度がどのようなものであるかについては、明らかでない。

c また、当該者の本県に対する情報提供に、実施機関が主張するような、本県との特別な関係を背景に行われた面があるとしても、そのことによって直ちに、当該情報提供が、当該者の個人的行為であると見ることはできない。当該情報提供は、当該団体の要職にある者によって行われた、当該団体としての行為であると解するのが相当である。

県が種々の事業を実施するに当たり、その協力を関係団体の長やその要職にある者に依頼することは一般的であると考えられ、送付先「No.2」の団体

についても、県が公式に情報提供依頼をし、その対応者が当該団体の要職にある者である場合において、その職名を公にするとその後の協力を拒むなどの対応が取られるなどの事態が生ずることは、当該団体に対する依頼そのものが秘匿すべき情報であるなど特別な事情がない限り、想定し難いものがある。そして、当該団体に対する情報提供依頼自体には、上記(イ) d 及び e のとおり、これを秘匿すべき事情は認められない。

d 結局のところ、送付先「No.2」の「名前」、「職名」に記載された情報を公にすることにより生ずる支障について、実施機関は、情報提供依頼の相手方への取材に伴う迷惑を挙げているのみで、その余の支障については具体的な説明はなく、以上の点からすれば、これらの情報を公にしたとしても、そのことから直ちに、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

(エ) 「電話番号」について

送付先「No.2」の「電話番号」に記載された情報は、当該団体の名称を識別することができるものであり、上記(イ)と同様の理由から、これを公にすることにより当該団体の名称が明らかになったとしても、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

エ 送付先「No.3」に係る不開示部分について

(ア) 実施機関は、その理由説明書において、本件情報のうち、送付先「No.3」に係る部分を不開示とした理由について、送付先「No.3」は、「本県勤務の意思がある医師として関係機関から情報提供のあった医師個人であり、本県での勤務を直接働きかけたものであり、当該医師は、本県との交渉について勤務している医療機関に内密にしていた」とし、当該者は、「場合によっては県職員となりうる者であり、交渉過程等が公になれば、県職員の人事管理上の不利益が生じることが考えられるため、所属等を不開示とした」旨主張している。

(イ) 確かに、送付先「No.3」の不開示部分に係る情報は、特定の一の医療機関に所属する医師と本県との交渉に関する情報であると認められる。その職名及び氏名はもとより、所属及び電話番号のみであっても、これを公にすることにより、当該医療機関の特定の医師が本県と内密に交渉していたこと等が推測される可能性は否定できない。このような交渉過程が公になることは、今後、本県の医師確保に関する種々の活動に支障が生じるおそれがあると言わざるを得ない。

(ウ) 以上から、送付先「No.3」の不開示部分に係る情報は、これを公にすると、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ 以上のとおり、本件情報のうち、送付先「No.1」及び「No.2」に係る情報は、条例第7条第7号の情報には該当しない。

(2) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号の趣旨について

(ア) 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

(イ) このうち、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。また、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

イ 本件情報について

(ア) 実施機関は、その理由説明書において、本件情報を不開示とした理由について、「送付先の相手方の所属はいずれも民間法人であることから、条例第7条第4号の規定に該当する」旨主張している。

(イ) しかしながら、条例第7条第4号は、法人等の正当な事業活動を保障するため、法人等に関する情報のうち、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、原則として不開示とすることとしたものであって、単に当該情報が法人等に関する情報であるということだけでは、同号の不開示情報とはならない。

(ウ) 実施機関の主張には、本件情報を公にすることにより、送付先である当該各民間法人のどのような権利利益が侵害され、また、害される「おそれ」の蓋然性について、説明が全くされておらず、このことからすれば、本件情報は、条例第7条第4号の情報には該当しないと認めざるを得ない。

4 付加的主張について

- (1) 実施機関は、本件の審査過程において、本件情報のうち、送付先「No.1」及び「No.2」の「名前」、「職名」に記載された情報については、条例第7条第3号にも該当する旨主張しているため、当該情報の同号該当性についても検討する。
- (2) 条例第7条第3号は、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については原則として不開示とするものであるが、同号ただし書に該当する場合には例外的に開示することとされている。
- (3) 送付先「No.1」及び「No.2」の「名前」、「職名」に記載された情報は、特定の個人を識別することができるものではあるが、送付先「No.1」の「名前」、「職名」に記載された情報の条例第7条第3号ただし書該当性について、実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、「当該者は、特定の地方公共団体が国から割愛採用した職員で、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）その他関係条例等の規定に基づき、職員の身分を保有したまま送付先「No.1」に派遣されており、当該人事についても対外的に公表されている」とし、これらの情報は、条例第7条第3号ただし書に該当するとして、同号に該当するとの主張を撤回したところである。
- (4) また、送付先「No.2」の「名前」、「職名」に記載された情報は、当審査会が調査したところ、送付先「No.2」のホームページにおいて現在も公表されており、実施機関からの説明聴取においても、当該情報が公表されている旨が確認されたところであり、当該情報は、条例第7条第3号ただし書に該当すると認められる。
- (5) 以上から、本件情報のうち、送付先「No.1」及び「No.2」の「名前」、「職名」に記載された情報は、条例第7条第3号の情報には該当しない。

5 結論

よって、本件情報には、条例第7条第3号、第4号及び第7号のいずれにも該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

なお、本件情報は、条例第13条第1項に規定する第三者に関する情報であるが、実施機関が本件処分を行うに当たり、同条第1項の規定による当該第三者に対する意見書提出の機会が付与されていない。このため、今後、実施機関が本件異議申立てに対する決定として、本件処分を変更し、本件情報の一部を開示する場合には、条例第17条第4項第2号の規定が適用されないことから、実施機関が、当該変更の決定後、日を置かずに第三者に関する情報である本件情報の開示を実施すると、当該第三者が当

該変更決定に対し取消訴訟を提起する機会を失ってしまうこととなる。したがって、実施機関は、本件異議申立てに対し、上記のような決定を行う場合には、条例第17条第4項第2号の趣旨を踏まえ、事前に当該第三者から意見を聴取するとともに、当該第三者が開示に反対の意思を表示したときは、条例第13条第3項に規定する措置と同様の措置を講ずるべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 4 月 18日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成20年 4 月 25日 (第142回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 5 月 15日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成20年 5 月 23日 (第143回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 6 月 27日 (第144回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 7 月 18日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成20年 7 月 22日 (第145回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 8 月 12日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成20年 8 月 29日 (第146回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 9 月 17日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成20年 9 月 22日 (第147回審査会)	・ 実施機関からの説明聴取を行った。 ・ 審査を行った。

平成20年10月17日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成20年10月24日 (第148回審査会)	・審査を行った。
平成20年11月21日 (第149回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	子育て支援ボランティア COCOAあおもり代表	
大矢 奈美	青森公立大学経営経済学部准教授	
紺屋 博昭	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成20年11月28日現在)